

質問第六十一号

生活保護者の子女の高等教育に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十四年四月十二日

姫井伊介

参議院議長 松平恒雄殿

生活保護者の子女の高等教育に関する質問主意書

生活保護者（以下被保護者という）が、その子女の高等専門教育につき、悲痛なる進退難に悩んで居ることは御承知の通りである。

文化國家建設については、教育の機会均等に即する高度の適能教育が行われなければならない。

しかるに、被保護者の子女で、進んで高等教育を受けようとするれば、生活保護を停止せられるので、如何に優秀なる天分に恵まれた者でも、義務教育以上の高等教育は正式に受け得られないことになつてゐる。

かくては、個人としては、天分發揮の門戸は閉ざされ、自然貧乏相續を強いられ、やがては、思想の惡流におぼれること無きさを保し難く、又、國家としては、あたら英能良材を地中に埋めることとなり、廣く及ぼすその損失は、実に計り知られないのである。

ここにおいて、被保護者の子女中、有能の者に対しては、当面の措置として、大日本育英会（以下育英会という）の奨学金の貸與を受けさせるの道を開くことが緊要であると思う。けれども、育英会の現行事業では、この辺のことが考慮せられていないから、社会上特に関心を持たなければならない被保護者の優良兒は、高等教育の天地から締め出しを食ひ、憲法第二十六條第一項における應能受教の權利を奪われてゐる状態である。

故に、今後、育英会の事業にワクを設け、採容すべき奨學生の総数の内、少くともその六〇％は被保護者の子女を採選するようにすれば、育英会の國家的、社会的使命達成上、その成果は一層高揚し、一方、

問題事象の欠陥は補われ、他面、防食救食の施策上、有効なる一助ともなると信ずる。

右に対する政府の処見を問ひ、文書答弁を求める。